

8.3 緑

8.3.1 調査事項

調査事項は、表 8.3-1 に示すとおりである。

表8.3-1 調査事項（東京2020大会の開催後）

| 区 分 | 調査事項 |
|---------------|---|
| 予測した事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度 |
| 予測条件の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画 |
| ミティゲーションの実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。 ・計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 ・既存のケヤキ等の樹木を保存する計画である。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・今後、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考に選定する計画である。 |

8.3.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.3.3 調査手法

調査手法は、表 8.3-2 に示すとおりである。

表8.3-2 調査手法

| | | |
|------|---|-------------------------------|
| 調査事項 | 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度 | |
| 調査時点 | 施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とした。 | |
| 調査期間 | 予測した事項 | 2021年の11月とした。 |
| | 予測条件の状況 | 2021年の11月とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 大会開催後の適宜とした。 |
| 調査地点 | 予測した事項 | 計画地とした。 |
| | 予測条件の状況 | 計画地とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 計画地とした。 |
| 調査手法 | 予測した事項 | 任意踏査による植生の状況を整理する方法とした。 |
| | 予測条件の状況 | 現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とした。 |

8.3.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 植栽内容の変化の程度

第一球技場計画地内の一部において既存樹木が伐採されたものの、第一球技場計画地のケヤキ等の既存樹木を保存するとともに、改変区域に生育し、樹木診断で樹勢や樹形等が良好で移植に適していると判断された常緑広葉樹を同計画地内の適地に移植した。移植した樹木は移植先で生育していることを確認したが、ユズリハについては、樹勢の衰弱が見られたことから、今後、発育状況を注視していく。

また、第一球技場計画地外周部は、大会終了後に芝生地等として整備され、既存植栽によって緑陰のある空間を確保する。第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区の緑化基準（56,110㎡）を上回る 62,230㎡の緑化面積を確保した。

第二球技場は、既存施設の配置を活かして改修を行ったため、植栽内容の大きな変化はなかった。

イ. 緑の量の変化の程度

第一球技場計画地内の一部において既存樹木のうち、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に中高木を約500本のほか低木を伐採したが、今後、公園の既存樹木に合わせた中低木を植栽していく予定である。事業実施前と大会終了後の第一球技場の緑の量の変化は、図8.3-1に示すとおりであり、緑の量は減少するものの、第一球技場計画地のケヤキ等の既存樹木を保存するとともに、改変区域に生育し、樹木診断で樹勢や樹形等が良好で移植に適していると判断された常緑広葉樹5本（タブノキ、イスノキ、ヤマモモ、クロガネモチ及びユズリハ）を同計画地内の適地に移植した。また、第一球技場計画地外周部は、大会終了後に約6,290㎡の芝生地等として整備され、既存植栽によって緑陰のある空間を確保し、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例に示される基準を満足する、62,230㎡の緑化面積を確保する。なお、第二球技場は、既存施設の配置を活かして改修を行ったため、植栽内容の大きな変化はなかった。よって、事業実施前から大きな変化はなかった。

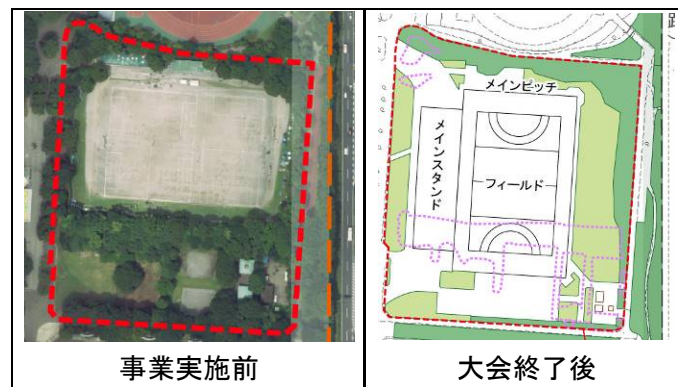


図8.3-1 第一球技場の緑の量の変化

2) 予測条件の状況

ア. 既存緑地の改変の程度

既存緑地の改変の程度については、「8.1 生物の生育・生息基盤 8.1.4 調査結果 (1) 調査結果の内容 2) 予測条件の状況」(p.38 参照)に示したとおりである。

イ. 緑化計画

緑化計画については、「4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.3 事業の基本計画 (7) 緑化計画」(p.13 参照)に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.3-3(1)～(3)に示すとおりである。なお、緑に関する問合せはなかった。

表8.3-3(1) ミティゲーションの実施状況

| | |
|----------|---|
| ミティゲーション | <ul style="list-style-type: none"> 既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。 |
| 実施状況 | <p>第一球技場計画地内のケヤキ等の代表的な高木はできるだけ保存し、在来の既存樹木の一部については、樹木診断の結果、樹勢や樹形等が良好で移植に適していると判断された常緑広葉樹5本について移植を行い、緑の量の早期発現に努めた。</p> <p>また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区の緑化基準（56,110m²）を上回る62,230m²の緑化面積を確保した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>連続した保存樹木（第一球場南側ケヤキ）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>連続した保存樹木（第一球場西側ケヤキ等）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>保存樹木（ケヤキ等）を含む緑の状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>スポーツの森内の既存樹木緑地</p> </div> </div> |

表8.3-3(2) ミティゲーションの実施状況




| | |
|---|---|
| ミティゲーション | <ul style="list-style-type: none"> 計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 |
| 実施状況 | |
| <p>樹勢や樹形等が良好で移植に適していると判断されたタブノキ、イスノキ、ヤマモモ、クロガネモチ、ユズリハの各1本を第一球技場計画地内の適地に移植を行い、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森の在来種と連続した緑を創出した。</p> | |
| <p>移植に当たっては、既存樹木との連続性に配慮した配置とした。</p> | |
|  |  |
| <p>既存樹木と連続した移植木（タブノキ）</p> | <p>既存樹木と連続した移植木（クロガネモチ）</p> |
|  | |
| <p>既存樹木と連続した移植木 (ユズリハ、イスノキ、ヤマモモ)</p> | |

表8.3-3(3) ミティゲーションの実施状況

| | |
|--|--|
| ミティゲーション | ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 |
| 実施状況 | 第一球技場計画地外周部は、大会終了後に芝生地等として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する。 |
| ミティゲーション | ・既存のケヤキ等の樹木を保存する計画である。 |
| 実施状況 | 計画地内のケヤキ等の樹木を保存することにより、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森の緑の量の維持に努めた。 |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>連続した保存樹木（第一球場南側ケヤキ）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>連続した保存樹木（第一球場西側ケヤキ等）</p> </div> </div> | |
| ミティゲーション | ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 |
| 実施状況 | 移植を行った樹種の生育に十分な植栽基盤（土壌）を整備し、良好に生育する樹木を創出した。 |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>移植木の基盤（イスノキ）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>移植木の基盤（ヤマモモ）</p> </div> </div> | |
| ミティゲーション | ・今後、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考に選定する計画である。 |
| 実施状況 | 今後、公園の既存樹木に合わせた中低木を植栽していく予定である。 |

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 植栽内容の変化の程度

第一球技場計画地内の一部において既存樹木が伐採されたものの、第一球技場計画地のケヤキ等の既存樹木を保存するとともに、改変区域に生育し、樹木診断で樹勢や樹形等が良好で移植に適していると判断された常緑広葉樹を同計画地内の適地に移植した。移植した樹木は移植先で生育していることを確認したが、ユズリハについては、樹勢の衰弱が見られたことから、今後、発育状況を注視していく。

また、第一球技場計画地外周部は、大会終了後に芝生地等として整備され、既存植栽によって緑陰のある空間を確保する。

第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区の緑化基準（56,110m²）を上回る 62,230m²の緑化面積を確保した。

第二球技場は、既存施設の配置を活かして改修を行ったため、植栽内容の大きな変化はなかった。

以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。

イ. 緑の量の変化の程度

第一球技場計画地内の一部において既存樹木のうち、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に中高木を約 500 本のほか低木を伐採したが、今後、公園の既存樹木に合わせた中低木を植栽していく予定である。事業実施前と大会終了後の第一球技場の緑の量の変化は、図 8.3-1 に示すとおりであり、緑の量は減少するものの、第一球技場計画地のケヤキ等の既存樹木を保存するとともに、改変区域に生育し、樹木診断で樹勢や樹形等が良好で移植に適していると判断された常緑広葉樹 5 本（タブノキ、イスノキ、ヤマモモ、クロガネモチ及びユズリハ）を同計画地内の適地に移植した。また、第一球技場計画地外周部は、大会終了後に約 6,290m²の芝生地等として整備され、既存植栽によって緑陰のある空間を確保し、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例に示される基準を満足する、62,230m²の緑化面積を確保する。なお、第二球技場は、既存施設の配置を活かして改修を行ったため、植栽内容の大きな変化はなかった。よって、事業実施前から大きな変化はなかった。

以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。

表8.3-4 緑化面積

| 基準等 | 必要緑化面積 | 予測緑化面積 | 緑化面積 |
|-----------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 品川区みどりの条例 | 約56,110 m ² | 62,230 m ² | 62,230 m ² |